

北朝鮮による拉致問題解決にむけての更なる啓発活動を求める陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第73号

受理年月日 平成24年1月30日

付託年月日 平成24年2月20日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文

- 1 拉致問題を解決にむけて江戸川区は積極的に取り組みをすること。
- 2 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律を遵守すること。特に第三条の国民の世論の誘発を図ること。

北朝鮮に主権を侵害された我が国は、横田めぐみさん等の拉致問題を抱えて約35年たったいまでも未解決です。拉致被害者の家族の方々も年をとり、残された時間がありません。それに、北朝鮮の金正日が死亡し、金正恩に交代し拉致被害者(横田めぐみさん等)が帰ってくる可能性があるからです。また、時間とともに風化させないためにも江戸川区職員又は江戸川区民は拉致被害者を一時も忘れてはいけなからです。更に、北朝鮮の暴挙を許してはいけなからです。

それには、国民の世論の誘発を図ること。具体的な誘発を図ることです。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 江戸川区のホームページで拉致問題を取りあげること。
- 2 江戸川区の全ての公共施設に拉致被害の東京都の発行している拉致ポスター等を必ず貼ること。(別紙資料)
- 3 拉致被害者の講演を積極的に進めること。
- 4 拉致問題の担当部署を設置すること。
- 5 区長は、ブルーリボンを必ずつけること。